

「高等教育の修学支援新制度」・日本学生支援機構貸与奨学金 主な異動手続き一覧

※代表的なもののみを掲載しています。

| 異動の内容 | | 「新制度(給付)」 | 「貸与奨学金」 | 提出方法 | 提出期限 | 備考 | |
|-------|--|--|---|-------------------------------------|--|---|-------------------|
| 1 | 休学する(奨学金の 休止) ※貸与について「休学して留学する」⇒8・9 | 休止の異動願(届) | 休止の異動願(届) | 窓口提出 または 郵送提出 | 休学する月の前月20日まで | 復学時には「復活の異動願(届)」にて復活の手続きが、退学時には「退学の異動願(届)」にて退学の手続きが必要です。 | |
| 2 | 給付奨学金を停止する(奨学金の 停止) ※併給禁止の財団奨学金を受ける場合や、授業料免除のみを希望する場合 | 停止の異動願(届) | — ※貸与は「停止」の手続きがありません | 窓口提出 または 郵送提出 | 停止する月の前月20日まで | 停止理由が解消する時(財団の奨学金の受給期間が満了する等)には復活の異動願がない場合、支援が再開されません。(給付・貸与が受けられません。) 「新制度」の授業料免除は給付奨学金とは別途支援を受けられます。 | |
| 3 | 復学する・再開する(奨学金の 復活) | 休止から復活の異動願(届) | 復活の異動願(届) | 窓口提出 または 郵送提出 | 復学(再開)する月の前々月末日まで | 休学等から復帰せず、退学・辞退する場合は「退学(辞退)の異動願(届)」にて手続きが必要です。 学籍上の休学と異なり、休学期間満了後に自動復活はしません。 | |
| | | 停止から復活の異動願(届) | | | | | |
| 4 | 退学する ※新制度について「法曹コース」のため3年で卒業する」⇒5 | 退学の異動願(届) ※2025年4月以前の採用者 | 退学の異動願(届) | 窓口提出 または 郵送提出 | 退学する月の20日まで (1日付け退学の場合は前月20日まで) | 貸与奨学金については、退学手続き完了後、返還に関する書類一式をお渡しします。 | |
| | | 退学の異動願(届) ※2025年5月以降の採用者 | | | | | |
| 5 | 奨学金が不要になった(奨学金の 辞退) | 辞退の異動願(届) ※2025年4月以前の採用者 | 辞退の異動願(届) | 窓口提出 または 郵送提出 | 辞退する月の20日まで | 貸与奨学金については、辞退手続き完了後、返還に関する書類一式をお渡しします。 引き続き在学する場合、「在学猶予」の手続きをすることで返還開始を卒業後にすることが出来ます。 | |
| | | 辞退の異動願(届) ※2025年5月以降の採用者 | | | | | |
| 6 | 休学せずに留学する | 留学中も給付・貸与の継続を希望する | 手続き不要 ※海外留学支援制度(協定派遣)を利用する場合は「 停止の異動願(届) 」が必要です。 | 窓口提出 または 郵送提出 | 留学する月の前月20日まで (1日から留学開始の場合は前々月末日まで) | 日本学生支援機構が提供する「海外留学支援制度(協定派遣)」と「高等教育の修学支援新制度」の給付奨学金は併給出来ません(授業料免除のみを受けることは可能です)。新制度を停止するか、「海外留学支援制度(協定派遣)」を辞退してください。基金奨学金等は併給可能です。 | |
| 7 | | 留学中は貸与を 休止 する | — ※海外留学支援制度(協定派遣)を利用する場合は「 停止の異動願(届) 」が必要です。 | 休止の異動願(届) | 窓口提出 または 郵送提出 | 留学終了時に「 復活の異動願(届) 」にて復活の手続きが必要です。⇒3 | |
| 8 | 休学して留学する | 留学中も貸与の継続を希望する | 休止の異動願(届) | 留学奨学金継続願 (不要のケースもありますのでお問合せください) | 別途指示します | 留学する月の前月20日まで (1日から留学開始の場合は前々月末日まで) | 日本学生支援機構の審査があります。 |
| 9 | | 留学中は貸与を 休止 する | 休止の異動願(届) | 休止の異動願(届) | 窓口提出 または 郵送提出 | 留学終了時に「 復活の異動願(届) 」にて復活の手続きが必要です。⇒3 | |
| 10 | 貸与月額を変更する(増額・減額) ※第二種奨学金の減額を除く | — ※給付の支援金額は家計判定により決まるため増減額は出来ません。 | 月額変更願(第一増額) | 窓口提出 または 郵送提出 | 提出日により反映月が異なります | 人的保証の場合、増額には連帯保証人・保証人の同意(自署・実印)が必要です。 また、遡って減額を希望する場合、貸与額の相殺処理のため減額される月があります。 | |
| | | | 月額変更願(第一減額) | | | | |
| | | | 月額変更願(第二増額) | | | | |
| 11 | 第二種奨学金の月額減額 | — ※給付の支援金額は家計判定により決まるため増減額は出来ません。 | 月額変更願(第二減額) | 窓口提出 または 郵送提出 スカラネット・パーソナルから提出 | 提出日により反映月が異なります | 減額を希望する時期が提出期間外の場合はスカラネット・パーソナルでの手続きは出来ません。増額と同様の手続きが必要です。 | |
| 12 | 自分の 通学形態 が変わった | — | 通学形態変更届(自宅→自宅外) | — | 窓口提出 または 郵送提出 | 提出日により反映月が異なります | |
| | | | 通学形態変更届(自宅外→自宅) | | | | |
| | | | ※13. 住所変更届になります。 | | | | |
| 13 | 住所が変わった (連帯保証人・保証人・その他の連絡先) | — ※給付の住所変更は4月の「 在籍報告 」時に届け出てください。 | 住所変更届 | 窓口提出 または 郵送提出 | 発生後速やかに | 2019年度以降採用者について、奨学生本人住所はマイナンバーにより取得しますので、変更手続きは原則不要です。マイナンバーを届け出していない場合は手続きが必要です。 連帯保証人・保証人・その他の連絡先の住所変更はマイナンバー提出状況に関わらず必要です。 | |
| 14 | 【学部生の第一種のみ】 通学形態が変わった(自宅・自宅外) | — | 月額変更願 10.参照 | 窓口提出 または 郵送提出 | 発生後速やかに | 貸与月額の変更が必要になる場合があります。 | |
| 15 | 振込口座を変更する | 奨学金振込口座変更届(給付・貸与共通) | | 窓口提出 または 郵送提出 | 変更希望月の前月20日まで | 変更後の口座に入金を確認できるまで、変更前の口座は解約しないでください。 | |
| 16 | 氏名が変わった | 改氏名届(給付・貸付共通) | | 窓口提出 または 郵送提出 | 発生後速やかに | 改氏名手続きを行うと振込口座名義も変更されます。 金融機関での名義変更手続きを行った後に申請してください。 | |
| 17 | 連帯保証人・保証人・その他の連絡先を人物変更する(改氏名含む) | — | 連帯保証人・保証人等変更届 | 窓口提出 または 郵送提出 | 発生後速やかに | 連帯保証人、保証人の変更は公的書類の添付が必要です。 | |
| 18 | 奨学金の貸与は終了したが、引き続き在学しているため返還の猶予の手続きをしたい | — | 在学猶予願 | スカラネット・パーソナルから提出 | 貸与終了後 速やかに | 最終振込月の翌月から手続き可能です。 標準修業年限までは一括して猶予願の提出が可能です。 標準修業年限を超えて在学する場合は、1年ごとに提出が必要です。 | |

※ 表内の「提出する様式」欄から様式をダウンロードできないものは、**学生支援課で配布します**。来室できない方はメールにてご連絡ください。

※ 上記に記載のない手続きに該当する場合、提出期限を過ぎて手続きが発生する場合は学生支援課奨学事業係までお問合せください。

※ 書類の提出時は、不備等に備え、印鑑(スタンプ印不可)を持参してください。

書類提出先／その他不明な点や個別事情のご相談はこちらへ

一橋大学 学生支援課奨学事業係(西本館1階)

〒186-8601 東京都国立市中2-1

E-mail: scholarship@ad.hit-u.ac.jp